茨労発基0405第４号の２

令和５年４月５日

各事業者団体及び関係団体の長　殿

茨城労働局長

（公印省略）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

厚生労働行政の推進ついて、日ごろより格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。

この度、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省告示第168号。）が、令和５年４月３日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和６年１月１日から施行及び適用することとされ、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者について、新たに新設される特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができるよう改正がなされたところです。

改正の趣旨、内容等につきましては、別添のとおりですので、貴下会員等に対し周知いただくよう、お願い申し上げます。